

教学発第386号
平成31年4月12日



各町立小・中学校長 様

伊奈町教育委員会教育長

「伊奈町立中学校に係る部活動の方針」の改定について

町教育委員会では、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁）」に基づき、平成30年3月30日付け教学発第333号「伊奈町立中学校に係る部活動の方針」を策定し、平成31年4月1日からの県内全面実施に向け準備を進めてきたところです。その後、「埼玉県の部活動の在り方に関する方針（埼玉県教育委員会）」や「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（文化庁）」が策定されましたので、これに基づき、本方針を一部改定しました。

つきましては、貴職下職員に周知していただくとともに、各中学校においては、「学校の部活動に係る活動方針」、「部活動年間活動計画」並びに「毎月の活動予定表及び実績簿」を策定し、適切な部活動運営に御配意願います。

小学校には、業務改善の一環としてとらえていただきたく参考として送付します。

伊奈町教育委員会 学校教育課

担当：鈴木 冬樹

TEL：721-2111（内線 2532）

伊奈町立中学校に係る部活動の方針

平成31年4月1日
伊奈町教育委員会

1 部活動の方針等の策定

校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し公表する。各部活動における顧問は、「部活動年間活動計画※1」並びに「毎月の活動予定表及び実績簿※2」を校長に提出する。

以下の通り運用する。

- ・校長は、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- ・各部活動における顧問は、「部活動年間活動計画※1」並びに「毎月の活動予定表及び実績簿※2」を作成し、校長に提出する。
- ・校長は、「学校の部活動に係る活動方針」及び「部活動年間活動計画」を、学校のホームページへの掲載等により公表する。
- ・校長は、「学校の部活動に係る活動方針」、「部活動年間活動計画」並びに「毎月の活動予定表及び実績簿」を町教育委員会に提出する。

※1年間の活動計画：活動日、休養日及び参加予定大会・コンクール等の日程等

※2毎月の活動予定表及び実績簿：活動日時・場所、休養日及び大会・コンクール等の参加日程等

2 指導・運営に係る体制の構築

校長は、生徒や教職員数等の配置状況を踏まえ、適正な数の部の設置に努める。また、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的な実施という視点に立ち、適切な校務分掌となるように留意するなど、教職員の協力体制が得られるように工夫する。さらに、各部活動の活動内容を把握し、必要に応じて指導・是正を図る。

3 適切な指導の実施

運動部顧問は、技能や記録の向上といった生徒の目標が達成できるように、各競技種目の特性を踏まえた科学的トレーニングを積極的に導入し、適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施する。

文化部顧問は、生徒が生涯を通じて文化・科学等に親しむ基礎を培い、それぞれの目標を達成できるよう、適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施する。

なお、いずれの部活動においても、生徒の安心・安全の確保を徹底する。

4 適切な休養日の設定

以下の基準に沿って、部活動を行うようにする。

- ・平日は週に1日以上、土日は少なくとも1日以上を休養日とする。(大会等で土日に活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- ・長期休業中は、週に2日以上休養日を設けるとともに、また、生徒が十分な休養と部活動以外の多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ・1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

※今後、国・県の動向を踏まえ、随時、見直しを図るものとする。

※平成30年3月30日「伊奈町立中学校に係る部活動の方針」は廃止する。

(参考 旧方針)

伊奈町立中学校に係る部活動の方針

平成30年3月30日
伊奈町教育委員会学校教育課

1 部活動の方針等の策定

校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定、公表に努める。各部活動における顧問は、毎月の活動計画及び活動実績を校長に提出する。

2 指導・運営に係る体制の構築

校長は、生徒や教職員数等の配置状況を踏まえ、適正な数の部の設置に努める。また、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的な実施という視点に立ち、適切な校務分掌となるように留意するなど、教職員の協力体制が得られるように工夫する。さらに、各部活動の活動内容を把握し、必要に応じて指導・是正を図る。

3 適切な指導の実施

顧問は、技能や記録の向上といった生徒の目標が達成できるように、各競技種目の特性を踏まえた科学的トレーニングを積極的に導入し、適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施する。また、生徒の安全・安心の確保を徹底する。

4 適切な休養日の設定

以下の基準に沿って、部活動を行うように努める。

- ・ 平日は週に1日以上、土日は少なくとも1日以上を休養日とする。
(大会等で土日に活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- ・ 長期休業中は、週に2日以上休養日を設けるとともに、また、生徒が十分な休養と部活動以外の多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ・ 1日の活動時間は、平日では2時間以内、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

※今後、国・県の動向を踏まえ、随時、見直しを図るものとする。